

臨時株主総会 招集ご通知

日時

2020年 **8** 月 **7** 日(金曜日) 午後 1 時(受付開始:正午)

場所

大阪市北区大深町3番60号 グランフロント大阪北館タワーC インターコンチネンタルホテル大阪 2階「HINOKII

株主総会では、お土産の配布、株主様懇談会は ございません。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社タイセル

証券コード:4202

<当社株主総会での新型コロナウイルス感染防止対策>

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれま しては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐ れもご無理をなされないようお願いいたします。
- ・株主総会開催日時点での流行状況に応じては感染予防の お願いをする場合がございます。
- ・具体的な感染防止対策につきましては、本招集ご通知3 ~4ページをご参照ください。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	5
連結計算書類	32
計算書類	34
監督報告書	36

株主各位

大阪市北区大深町3番1号 株式会社**9"イセル** 取締役会長 札 場 操

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および、感染拡大により困難な生活環境におられる皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言は本年5月25日に解除されましたものの、未だ予断を許さない状況が続いております。この状況下、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、感染拡大防止の観点から、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2020年8月7日(金曜日)午後1時(受付開始:正午)
- 2. 場 所 大阪市北区大深町3番60号 グランフロント大阪北館タワーC インターコンチネンタルホテル大阪2階「HINOKII
 - ※ 本株主総会では、ご着席いただく座席間隔を広めにとらせていただくためご入場いただける人数が大幅に少なくなります。そのため、ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。
- 3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 1. 第154期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第154期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インター ネット上の当社ウェブサイト(https://www.daicel.com)に掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類に は記載しておりません。連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本 等変動計算書」「個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっ ております。
- ◎添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト(https://www.daicel.com)に、修正後の内容を 掲載させていただきます。
- ◎当日は節電のため、会場の冷房を控え目にさせていただきますので、軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日、当社役員および係員は軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

当社臨時株主総会における 新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

2020年8月7日(金曜日)に当社臨時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、下記内容をご確認いただき、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。なお、今後も、株主総会当日までに対応内容を更新する場合がございますので、当社ウェブサイト(https://www.daicel.com)を適宜ご確認賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

記

【株主様へのお願い】

- ○株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願いいたします。
- ○株主総会にご出席いただく場合、マスク着用やアルコール消毒液の利用等のご協力をお願いいた します。
- ○ご来場時にご体調をお尋ねすることなどにより、ご入場までに時間がかかることが予想されます ので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ○ご来場時、ご体調が優れないように見受けられる株主様や会場入□付近における検温により37.5 度以上の発熱が認められる株主様は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ○ご入場後、ご体調が優れない場合や、感染防止にご協力いただけない場合は、ご退場いただく場合がございます。

【当社の対応について】

- ○当社の役員、株主総会運営スタッフは、検温および体調確認の上、マスクを着用させていただきます。
- ○株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産の配布、パネルの展示、株主様懇談会 は取りやめさせていただきます。
- ○株主総会会場でご着席いただく座席間隔を広めにとらせていただくため、ご入場いただける人数が例年より大幅に少なくなります。ご入場いただける人数を超えたご来場がありました場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ○換気のため、株主総会開会中も会場入口を開放いたします。
- ○所要時間を短縮するため、報告事項のご説明等を簡略化させていただきます。
- ○会場内での接触感染リスクを低減するため、株主様からのご質問・ご発言にはマイクスタンドを ご利用いただくこととし、ご利用の都度、スタッフがマイクを消毒いたします。
- ○今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (https://www.daicel.com) にてお知らせ申し上げます。

当社では会場での感染防止策を可能な限り徹底してまいりますが、株主総会への出席をご検討されている株主様におかれましては、健康と安全を確保するため、何卒、慎重なご判断をお願い申し上げます。

以上

添付書類

第 154 期 事 業 報 告

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 事業の概況

当連結会計年度の世界経済は、米中貿易摩擦の深刻化、中国の景気減速、日韓関係の悪化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大など、先行き不透明な状況のうちに推移しました。

このような環境の中、当社グループは、コストダウンを徹底するとともに、基盤強化の取り組みを加速させるなど業績の向上に懸命に取り組んでまいりましたが、中国の景気減速の影響や自動車エアバッグ用インフレータ(ガス発生装置)の他社リコール代替品供給の終息に伴う販売品種構成の変化などの影響を受けました。さらに第4四半期に新型コロナウイルス感染症拡大による中国での需要減少により、自動車エアバッグ用インフレータやエンジニアリングプラスチックなどの販売が減少したこともあり、当連結会計年度の業績は前年度と比較し減収減益となりました。

当連結会計年度の売上高は4,128億26百万円(前年度比11.2%減)、営業利益は296億44百万円(同42.1%減)、経常利益は317億81百万円(同40.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、火工品事業で147億57百万円の減損損失を特別損失として計上したこともあり、49億78百万円(同85.9%減)となりました。

② セグメント別の概況

次に、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

セルロース事業部門

酢酸セルロースは、たばこフィルター用途や、液晶表示向けフィルム用途の販売数量減少などにより、減収となりました。

たばこフィルター用トウは、世界的に需給が緩んでいる中、主要顧客でのシェア拡大や新規顧客開拓に取り組んだことにより、販売数量は増加し、増収となりました。

当部門の売上高は、757億44百万円(前年度比9.0%減)、営業利益は、酢酸セルロースの販売数量の減少などにより、114億71百万円(同28.3%減)となりました。

有機合成事業部門

主力製品の酢酸および合成品は、市況の下落および中国の景気減速の影響などによる国内外の販売数量の減少により、減収となりました。

機能品は、需給の逼迫が続いている脂環式エポキシの販売数量が増加したものの、中国の景気減速などの 影響により自動車分野、電子材料分野、化粧品分野向け製品の需要が減少し、全体としては、減収となりま した。

光学異性体分離カラムなどのキラル分離事業は、充填剤の販売などが減少したものの、新規事業が順調に 伸びたことにより、売上高は横這いとなりました。

当部門の売上高は、801億42百万円(前年度比10.5%減)、営業利益は、製品市況の下落などにより、101億円(同29.8%減)となりました。

合成樹脂事業部門

ポリアセタール樹脂、PBT樹脂、液晶ポリマーなどのエンジニアリングプラスチック事業は、中国の景気減速による自動車生産台数の減少やスマートフォンの需要低迷、第4四半期における新型コロナウイルス感染拡大の影響により、減収となりました。

ABS樹脂、エンプラアロイ樹脂を中心とした樹脂コンパウンド事業は、中国の景気減速や第4四半期における新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、販売数量が減少し、減収となりました。

シート、成形容器、フィルムなどの樹脂加工事業は、主に高機能フィルムの販売が増加したものの、シートなどの販売が減少したことにより、減収となりました。

当部門の売上高は、1,657億79百万円(前年度比5.7%減)、営業利益は、販売数量の減少などにより、201億9百万円(同2.5%減)となりました。

火工品事業部門

自動車エアバッグ用インフレータ(ガス発生装置)などの自動車安全部品事業は、新車用通常ビジネスでは国内や中国市場での拡販を進めたものの、第4四半期に新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、販売数量は前年並みとなりました。事業全体としては、他社リコール代替品供給が終息に向かっているため、販売数量が減少し、減収となりました。

防衛関連製品などの特機事業は、販売数量の減少などにより、減収となりました。

当部門の売上高は、812億76百万円(前年度比24.7%減)、営業利益は、自動車エアバッグ用インフレータの他社リコール代替供給の縮小により、34億71百万円(同77.7%減)となりました。

その他部門

その他部門は、前年度に買収した海外の製剤事業会社が寄与したことなどにより、増収となりました。 当部門の売上高は、98億84百万円(前年度比18.2%増)、営業利益は、のれん償却負担の増加により、3 億70百万円(同37.2%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、475億68百万円(工事ベース)でありましたが、その主な内容は、次のとおりであります。

- ① 当期中に完成した主要設備 自動車エアバッグ用インフレータ製造設備の増強などを実施いたしました。
- ② 当期継続中の主要設備 酢酸の原料製造設備の更新、化粧品原料製造設備の増強、自動車エアバッグ用インフレータ製造設備の 増強などを進めております。
- ③ その他各事業場の安全向上対策ならびに現業各設備の効率化のための投資を実施、推進中であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、サプライチェーンの分断による生産活動の低下、消費マインドの悪化による需要減少などに加え、金融・商品市場の大きな変動も予想され、さらには地政学リスクが懸念材料としてくすぶるなど、先行きは極めて不透明であり、当社グループを取り巻く環境も予断を許さないものと認識しております。

今般の世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症が人々の生活様式や企業活動を大きく変化させましたが、そのような中にあっても、当社グループが、企業の存続基盤である安全・品質・コンプライアンスを最優先に、人にやさしいモノづくりの実現に取り組んでいくことに何ら変わりはありません。感染予防・感染拡大防止対策を徹底し、お客様への商品の安定供給と各種サービス活動を継続するとともに、このような予期せぬ環境変化にも迅速、柔軟に対応できる組織や仕組みに改革し、不透明な状況でも、業績回復と次の成長に向けた取り組みを強力に推進してまいります。

このたび当社グループは、基本理念の表現を「価値共創によって人々を幸せにする会社 \sim Sustainable Value Together \sim 」に改めるとともに、サステナブル経営方針「人々の豊かな生活を実現する新しい価値を 創造し提供します(Sustainable Product)、全てのステークホルダーとともに地球環境と共生する循環型プロセスを構築します(Sustainable Process)、多様な社員が全員、存在感と達成感を味わいながら成長する「人間中心の経営」を進めます(Sustainable People)」を定めました。

当社グループが大切にしているこれらの思いを実現するため、2020年度を開始年度とする新長期ビジョン「DAICEL VISION 4.0」および新中期戦略「Accelerate 2025」でその道筋を表現いたしました。

まず、本長期ビジョンでは、基本理念およびサステナブル経営方針のもと、働く人がやりがいを実感でき、地球や人にやさしい方法で、社会と人々の幸せに貢献することを目指します。特に幸せを提供する四つのトリガーとして定めた健康(ヘルスケア)、安全・安心(セイフティ)、便利・快適(スマート)、環境の領域に注力し、実現に向けた取り組み「Operation-I (原ダイセル)、Operation-II (新ダイセル)、Operation-II (新企業集団)」を遂行することで、成長を加速させていきます。

本中期戦略は上記「原ダイセル」と「新ダイセル」の実行と「新企業集団」の実行準備を同時に進めるフェー

ズとして位置づけ、全社戦略として掲げた「クロスバリューチェーン実現に向けた取り組み」「事業ポートフォリオマネジメント」を確実に遂行してまいります。事業につきましては、「価値提供型戦略ビジネスユニット (SBU)」と、「素材提供型SBU」を軸に、対象とするお客様や市場をもとにビジネスユニットを組織し、展開を進めます。これらの事業を成長させる基盤機能(事業創出、プロダクション、デジタルトランスフォーメーション、人事)を磨き、人や情報のつながりを強固にすることで、「お客様に応じて、より良い価値を提供できる企業グループ」への進化を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 利益配分に関する基本方針

当社は、2019年度を最終年度とする中期計画「3D-II」において、各事業年度の連結業績を反映した配当と、より強固な収益基盤を確立して中長期的な株主価値向上に資するための内部留保の充実とを総合的に勘案した、バランスのとれた利益配分を基本方針とし、自己株式の取得につきましても、配当を補完する株主還元策として機動的に実施してまいりました。

2020年度を初年度とする中期戦略「Accelerate 2025」におきましても基本的な考え方は変わらず、資産効率の最大化と最適資本構成の実現、資金調達力維持のための財務健全性確保、安定的かつ連結業績を反映した配当を総合的に勘案し、利益配分を決定してまいります。

内部留保資金につきましては、新規事業展開および既存事業強化のための研究開発、設備の新・増設、効率化など、業容の拡大と高収益体質の強化のための投資に充当し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様の利益向上に努めたいと存じます。

(6) 財産および損益の状況の推移

	 	分	第151期	第152期	第153期	第154期 (2019年度)
	_		(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(当連結会計年度)
売	上	高(百万円)	440,061	462,956	464,859	412,826
営	業 利	益(百万円)	64,306	58,932	51,171	29,644
経	常 利	益(百万円)	66,215	61,093	53,433	31,781
親会社株主	に帰属する当期	純利益 (百万円)	43,198	37,062	35,301	4,978
1 株 当	たり当	期純利益	124円61銭	107円81銭	105円38銭	15円49銭
総	資	産(百万円)	599,708	640,284	654,791	597,992
純	資	産 (百万円)	399,429	413,541	423,243	392,583
1 株 🗎	当たり糸	純 資 産 額	1,067円63銭	1,136円32銭	1,198円77銭	1,166円56銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
 - 3. 第153期の期首より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年(平成30年) 2月16日) 等を適用しており、第152期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となって おります。

(7) 主要な事業内容

当社グループが製造および販売する主要製品等は次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品 名
セルロース事業	酢酸セルロース、たばこフィルター用トウ 他
有機合成事業	酢酸および酢酸誘導体、カプロラクトン誘導体、 エポキシ化合物、光学異性体分離カラム 他
合成樹脂事業	ポリアセタール樹脂、PBT樹脂、AS樹脂、ABS樹脂、 エンプラアロイ樹脂、各種合成樹脂成形加工品 他
火 工 品 事 業	自動車エアバッグ用インフレータ、 航空機搭乗員緊急脱出装置、発射薬 他
そ の 他	水処理用分離膜モジュール、製剤受託業、運輸倉庫業 他

(8) 主要な営業所および工場

当 社	大阪本社(大阪市北区)、 東京本社(東京都港区)、 イノベーション・パーク(兵庫県姫路市)、 神崎工場(兵庫県尼崎市)、 姫路製造所網干工場(兵庫県姫路市)、 姫路製造所広畑工場(兵庫県姫路市)、 姫路製造所広畑工場(兵庫県姫路市)、 播磨工場(兵庫県たつの市)、 新井工場(新潟県妙高市)、 大竹工場(広島県大竹市)
協同酢酸株式会社	本社(東京都港区)、工場(兵庫県姫路市)
ポリプラスチックス株式会社	本社(東京都港区)、富士工場(静岡県富士市)
ダ イ セ ル ポ リ マ ー 株 式 会 社(注)	本社(東京都港区)、広畑工場(兵庫県姫路市)
ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社	本社・工場(兵庫県たつの市)
Daicel Safety Systems Americas, Inc.	本社(米国アリゾナ州)、 工場(米国ケンタッキー州・アリゾナ州)
Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.	本社・工場 (タイ国プラチンブリ県)
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.	本社・工場(中国江蘇省丹陽市)
ダイセル物流株式会社	本社 (大阪市北区)
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	本社(中国上海市)

⁽注) ダイセルポリマー株式会社は、2020年7月1日付で、当社およびダイセルミライズ株式会社へ事業を移管し、消滅会社となっております。

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減(減少は△)
名	名
11,606	△713

(注) 従業員数は就業人員数であり、グループ外からの受入出向者を含み、グループ外への出向者、使用人兼務役員および 嘱託を含んでおりません。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(百万円	%	
(有機合成事業)			
協同酢酸株式会社	3,000	87	酢酸の製造・販売
(合成樹脂事業)			
ポリプラスチックス株式会社	3,000	55	ポリアセタール樹脂他の製造・販売
ダイセルポリマー株式会社(注)	100	100	ABS樹脂、エンプラアロイ樹脂他の製造・販売
(火 工 品 事 業)			
ダイセル・セイフティ・システムズ株式会社	80	100	 自動車エアバッグ用インフレータの製造・販売
	百万US\$		
Daicel Safety Systems Americas, Inc.	6	100	自動車エアバッグ用インフレータの製造・販売
	百万バーツ		
Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.	270	100	自動車エアバッグ用インフレータの製造・販売
	百万元	i e	3
Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.	256	100	自動車エアバッグ用インフレータの製造・販売
(その他)	百万円		
ダ イ セ ル 物 流 株 式 会 社	267	100	運輸倉庫業
	百万元		
Daicel (China) Investment Co., Ltd.	386	100	中国における関係会社の統括、研究開発

(注) ダイセルポリマー株式会社は、2020年7月1日付で、当社およびダイセルミライズ株式会社へ事業を移管し、消滅会社となっております。

(11) 主要な借入先

	借	入 先		借入金残高
				百万円
株	式 会 社 三	井 住 友 銀	行(注)	16,204
株	式 会 社 三 蒙	愛 U F J 銀	行簿	11,595
株	式 会 社 日 本	政 策 投 資 銀	行	6,200
株	式 会 社 国	際協力銀	行	5,222
	本 生 命 保	険 相 互 会	社	3,200
農	林中	央 金	庫	2,213
三	井 住 友 信 託	銀行株式会	社	1,437
株	式 会 社 ∂	タ ず ほ 銀	行	1,250
株	式 会 社	清 水 銀	行	900
株	式 会 社	静	行	900
大	樹 生 命 保	険 株 式 会	社	300

⁽注) 借入金残高には借入先の海外現地法人銀行からの借入を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

1,450,000,000株

(2) 発行済株式の総数

315,942,682株

(うち自己株式 5,160,966株)

(注) 2020年3月16日に自己株式の消却を実施したことにより、 「発行済株式の総数」が前年度末に比べて16,000,000株減少 しております。

(3) 株主数

17,391名

(4) 大株主(上位10位)の状況

株 主 名	持 株 数	出資比率
	干株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	21,055	6.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,052	5.80
日本生命保険相互会社	17,402	5.59
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	15,000	4.82
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	9,874	3.17
富士フイルムホールディングス株式会社	8,390	2.69
全国共済農業協同組合連合会	7,779	2.50
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,553	2.43
株式会社三井住友銀行	7,096	2.28
株式会社三菱UFJ銀行	6,503	2.09

(注) 出資比率は、自己株式を控除して算出し、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地	ſ	<u>†</u>	Е	E	4	3	担当および重要な兼職の状況
取締	役 会	長	札	場		操	役員人事・報酬委員会委員
代表即	収締役者	进長	小	河	義	美	社長執行役員、役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員長
代表	取締	役	杉	本	幸力	大郎	常務執行役員、役員人事・報酬委員会委員、経営諮問委員会委員、事業支援本 部長、企業倫理室担当、業務革新室担当
取	締	役	今	中	久	典	常務執行役員、経営諮問委員会委員、サステナブル経営推進室担当、原料セン ター担当
取	締	役	高	部	昭	久	執行役員、経営諮問委員会委員、事業創出本部長、知的財産センター担当、品 質監査室担当
取	締	役	野才	木森	雅	郁	役員人事・報酬委員会委員長 三井不動産株式会社社外取締役 株式会社リニカル社外取締役
取	締	役	岡	本	圀	衞	役員人事・報酬委員会委員 日本生命保険相互会社相談役 東日本高速道路株式会社取締役会長(社外取締役) 東急株式会社社外取締役 近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役
取	締	役	北	Ш	禎	介	役員人事・報酬委員会委員 株式会社三井住友銀行名誉顧問 株式会社東京放送ホールディングス社外監査役
取	締	役	八刀	厂地	溒	子	役員人事・報酬委員会委員 日本航空株式会社社外取締役 マルハニチロ株式会社社外取締役
取	締	役	浅	野	敏	雄	役員人事・報酬委員会委員 旭化成株式会社常任相談役 株式会社メディパルホールディングス社外取締役 東京センチュリー株式会社社外取締役
常勤	監査	役	井		友	\equiv	
常勤	監査	役	藤	\blacksquare	眞	司	
監	查	役	髙	野	利	雄	髙野法律事務所弁護士 株式会社ファンケル社外監査役
監	査	役	市	\blacksquare		龍	市田龍公認会計士事務所公認会計士、税理士 株式会社タナベ経営社外取締役 京福電気鉄道株式会社社外監査役
監	査	役	水	尾	順	_	一般社団法人日本コンプライアンス&ガバナンス研究所代表理事会長 駿河台大学名誉教授 日本経営倫理学会常任理事

- (注) 1. 取締役のうち野木森雅郁氏、岡本圀衞氏、北山禎介氏、八丁地園子氏および浅野敏雄氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち髙野利雄氏、市田龍氏および水尾順一氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役市田龍氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、野木森雅郁氏、岡本圀衞氏、北山禎介氏、八丁地園子氏および浅野敏雄氏の全ての社外取締役と、 高野利雄氏、市田龍氏および水尾順一氏の全ての社外監査役について、東京証券取引所の定めに基づく独立 役員として、同取引所に対して届出を行っております。また、全ての社外役員は、当社が定める「社外役員 の独立性に関する基準」を満たしております。当該基準につきましては、本事業報告末尾 別紙 2 「社外役 員の独立性に関する基準」をご参照ください。
 - 5. 当社は、全ての社外取締役および社外監査役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の概要は、次のとおりであります。
 - ・会社法第423条第1項の損害賠償責任を当社に対して負う場合は、15百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
 - 6. 当事業年度における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
 - (1) 2019年6月21日開催の第153回定時株主総会において、杉本幸太郎氏、今中久典氏、高部昭久氏、八丁地園子氏および浅野敏雄氏は取締役に、藤田眞司氏は監査役に、それぞれ新たに選任され就任いたしました。
 - (2) 2019年6月21日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって、取締役福田眞澄氏、西村久雄氏、近藤忠夫氏および監査役桝田宏安氏は、それぞれ任期満了により退任いたしました。
 - (3) 取締役八丁地園子氏は、2019年6月26日付で、マルハニチロ株式会社の社外取締役に就任いたしました。また、2019年6月27日付で、日鉄日新製鋼株式会社の社外取締役を退任いたしました。
 - (4) 取締役浅野敏雄氏は、2019年6月24日付で、東京センチュリー株式会社の社外取締役に就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

			支 給	額 (年額)	
区 分	支給人員	現金幸	服酬 分	↓ /┼╶┼┼ ‡/┼╶┼┼ ‡/┴	≣†
		月額報酬分	業績連動賞与分	株式報酬分	<u> </u>
取締役 (うち社外取締役)	13名 (6名)	289百万円 (62百万円)	-百万円 (-)	52百万円 (-)	342百万円 (62百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	103百万円 (39百万円)	_	_	103百万円 (39百万円)
計	19名	392百万円	-百万円	52百万円	445百万円

- (注) 1. 上記支給人員および支給額には、2019年6月21日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって退任した 取締役3名および監査役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬額は、2019年6月21日開催の第153回定時株主総会において年額500百万円以内(うち社外取締役分は年額80百万円以内)と決議いただいております。また、この報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬額は、2018年6月22日開催の第152回定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当該方針につきましては、本事業報告末尾 別紙 1 「取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針」をご参照ください。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 野木森雅郁氏
 - 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

三井不動産株式会社 社外取締役

株式会計リニカル 計外取締役

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係 該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、医薬品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、主に中長期戦略の策定において留意すべき点、M&A戦略の考え方、買収防衛策継続の当否、資本政策や株主還元の方針、グループ企業の経営状況、内部監査や内部通報の状況などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

- ② 取締役 岡本閉衞氏
 - 1)他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

日本生命保険相互会社 相談役

東日本高速道路株式会社 取締役会長(社外取締役)

東急株式会社 社外取締役

近鉄グループホールディングス株式会社

社外取締役

日本生命保険相互会社は、当社の借入先であり、当社の大株主であります。また、当社との保険契約があります。

東日本高速道路株式会社と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係 該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、金融機関の経営で培われた経営者としての 見識・経験等に基づき、主に中長期戦略の策定において留意すべき点、M&A戦略の考え方、買収防衛 策継続の当否、資本政策や株主還元の方針などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っ ております。

- ③ 取締役 北山禎介氏
 - 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社三井住友銀行 名誉顧問

株式会社東京放送ホールディングス 社外監査役

株式会社三井住友銀行は、当社の主要借入先であり、当社の大株主であります。

株式会社東京放送ホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係 該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、金融機関の経営で培われた経営者としての 見識・経験等に基づき、主に中長期戦略の策定において留意すべき点、資本政策や株主還元の方針、大 学との共同研究のあり方、内部監査の体制などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っ ております。

- ④ 取締役 八丁地園子氏
 - 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

日本航空株式会社 社外取締役

マルハニチロ株式会社 社外取締役

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係 該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

取締役に就任した以降に開催した12回の取締役会のすべてに出席し、金融機関やホテル経営を行う企業の経営陣として培われた見識・経験等に基づき、主に中長期戦略の策定において留意すべき点、研究開発への取組み、環境関連対応の投資、買収防衛策継続の当否などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

- ⑤ 取締役 浅野敏雄氏
 - 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

旭化成株式会社 常任相談役

株式会社メディパルホールディングス 社外取締役

東京センチュリー株式会社 社外取締役

旭化成株式会社と当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係 該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

取締役に就任した以降に開催した12回の取締役会のすべてに出席し、化学品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、主に中長期戦略の策定において留意すべき点、M&A戦略の考え方、環境・安全・防災等にかかる組織のあり方、事業ポートフォリオの考え方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

- ⑥ 監査役 髙野利雄氏
 - 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

髙野法律事務所 弁護士

株式会社ファンケル 社外監査役

株式会社ファンケルと当社との間には重要な取引等の関係はなく、また、髙野法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係 該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会および14回の監査役会のすべてに出席し、法律家としての高度な専門的知識・見識および企業法務にかかわって培われた経験等に基づき、主に弁護士としての専門的な観点からM&Aの適正なプロセスの構築、内部通報制度の運用状況やグループ全体のコンプライアンスの状況等に関する質問および妥当性に関する確認や、中長期戦略の策定において留意すべき点、買収防衛策継続の当否などについても公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

- ⑦ 監査役 市田龍氏
 - 1)他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

市田龍公認会計士事務所公認会計士、税理士

株式会社タナベ経営 社外取締役

京福電気鉄道株式会社 社外監査役

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係 該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会および14回の監査役会のすべてに出席し、会計および税務の 実務家としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、主に公認会計士および税理士としての 専門的な観点から内部監査の手法、M&Aにおける株式取得の方策、減損処理の会計上の考え方等に関 する質問および妥当性に関する確認や、中長期戦略の策定において留意すべき点、役員報酬の考え方な どについても公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

- ⑧ 監査役 水尾順一氏
 - 1)他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - 一般社団法人日本コンプライアンス&ガバナンス研究所 代表理事会長

駿河台大学 名誉教授

日本経営倫理学会 常任理事

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- 2) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係 該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回の取締役会および14回の監査役会のすべてに出席し、CSR、コーポレートガバナンスおよび経営倫理等の研究者としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、

主に学識経験者としての専門的な観点から内部通報制度の運用状況、ESG、SDGsへの取組み、人材育成の考え方等に関する質問および妥当性に関する確認や、中長期戦略の策定において留意すべき点、買収防衛策継続の当否などについても公平および公正な見地で積極的に発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	金	額
		百万円
① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1.	36
② 上記①の合計額のうち、当社が支払うべき当事業年度に係る報酬等の額		97

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、収益認識基準の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務を委託しております。
 - 3. 監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査計画および報酬見積りの算出根拠などが、当社の事業規模、事業内容に合った適切なものとなっているかどうか、会計監査人から説明を受け、また取締役および社内の関係部門からの報告も踏まえて検討を行いました。その結果、全員一致で会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し同意いたしております。
 - 4. 当社の重要な子会社のうちDaicel Safety Systems Americas, Inc.、Daicel Safety Systems (Thailand) Co., Ltd.、Daicel Safety Systems (Jiangsu) Co., Ltd.およびDaicel (China) Investment Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会が、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監 査役会は、会計監査人の解任または不再任について検討します。

当該検討の結果、会計監査人を解任することまたは不再任とすることが妥当であると判断した場合、監査役会は会計監査人の解任に関する議案および新たな会計監査人の選任に関する議案を株主総会に付議するよう取締役会に対して請求します。

なお、会計監査人の再任の適否に関しては、会計監査人の職務遂行の状況等を勘案し、毎年検討を行うものとします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備および当該体制の運用状況に関する事項

当社の内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

(1) 当社およびグループ企業(以下「ダイセルグループ」という)の取締役・使用人の職務の執行が法令および 定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「ダイセルグループ行動方針」を定め、具体的な行動指針として「ダイセル行動規範」を定めるとともに、グループ企業における具体的な行動指針の策定を推進し、その運用状況について確認する。
- ② 当社は、ダイセルグループにおけるコンプライアンスの実践等を推進する組織として、企業倫理室を設置する。
- ③ 企業倫理室は、企業倫理マネジメント規程に基づき、ダイセルグループの取締役および使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行うとともに、毎年、各部門および各グループ企業の活動計画の作成、結果のフォローを行い、取締役会に報告する。
- ④ 企業倫理室は、定期的にグループ企業に対してヒアリングを実施し、グループ企業のコンプライアンスに関する状況の把握に努める。
- ⑤ ダイセルグループの取締役および使用人は、重大な法令違反等、コンプライアンスに関する重大な事実を 発見した場合は、直ちに企業倫理室に報告を行い、その報告に基づき、企業倫理室担当役員が調査を行い、社長と協議の上、必要な措置を講ずる。
- ⑥ 当社は、社内外に窓□を置く内部通報制度を設け、ダイセルグループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- ⑦ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、関連する法令等を遵守し、必要な体制の整備を図る。
- ⑧ ダイセルグループは、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たないことを具体的な 行動指針に定め、周知徹底するとともに、関連する情報の収集や蓄積を行い、反社会的勢力排除のための 仕組みを整備する。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務にかかわる下記の重要文書(電磁的記録を含む)を適切に管理し保存するとともに、 閲覧可能な状態を維持する。
 - 1) 株主総会議事録
 - 2) 取締役会議事録
 - 3) 計算書類
 - 4) その他職務の執行にかかわる重要な書類
- ② 当社は、情報管理に関する諸規程に基づき、種類に応じて情報を適切に管理する。
- ③ 当社は、文書管理に関する諸規程に基づき、(2) ①記載の文書、その他各種会議体等の議事録、各部門における重要な書類を適切に管理し保存する。

(3) ダイセルグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、ダイセルグループの企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、リスク管理委員会を設置する。
- ② 当社は、ダイセルグループにおけるリスク管理に関する諸規程の制定を推進する。
- ③ リスク管理委員会は、リスク管理に関する諸規程に基づき、毎年、ダイセルグループのリスク管理の実態についての調査および評価を実施し、経営会議等において報告するとともに、必要に応じて対策を協議する。また、その内容について取締役会に報告する。
- ④ 当社は、ダイセルグループにおける災害、事故等への対応を諸規程に定める等、危機発生時の報告体制や迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持および向上を図る。
- ⑤ ダイセルグループは、事業継続計画を策定し、災害発生後の事業継続を迅速に進めるように努める。

(4) ダイセルグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の意思決定および監督機能と会社の業務執行機能の分離を明確にし、業務執行体制の強化を 通じて企業経営のさらなる活性化を図るため、執行役員制を導入する。取締役会は、経営に関する重要な 事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行および業務執行を監督する。
- ② 当社は、取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、複数の社外取締役を置く。このうち独立性の高い取締役については、いわゆる独立役員として明示する。
- ③ 取締役会は、取締役候補者の選任、代表取締役、会長および社長の選定ならびに業務執行を行う執行役員 の選任および職務分掌等を決定するにあたり、社外取締役を委員長とする役員人事・報酬委員会の答申を 受ける。
- ④ 取締役会は、業務執行を委嘱する執行役員の業務分掌の範囲を定め、取締役は、重要な各部門の業務分掌を定める業務分掌規程に基づき、効率的な業務の執行を監督する。
- ⑤ 当社は、ダイセルグループにおける機関等の権限および意思決定手続きの明確化を推進し、職務執行の効率化を図る。
- ⑥ 当社は、ダイセルグループの基本理念に基づきグループとして長期的に目指す姿を定め、これを実現する ために課題および目標を設定した中期計画を策定のうえ、年度ごとの予算管理を通じて、経営の効率化を 図るとともに、その着実な達成に努める。
- ② 当社は、組織および職務分掌について適宜その妥当性を確認し、また、全社またはグループ横断的な課題に対してはプロジェクト編成等を行い、業務の執行が効率的に行われるように努める。
- ⑧ 当社は、代表取締役を含む業務執行を行う取締役および執行役員等ならびに主要なグループ企業の代表取締役が出席するグループ・カンパニー長会議を定期的に開催し、経営上の課題や重要な情報を共有する。

(5) ダイセルグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ全体の実態を把握し、内部統制に関する諸施策を審議する機関として内部統制審議会を設置し、グループ全体の内部統制の有効性の確保に努める。
- ② 当社は、グループ経営強化を図るため、グループ企業の重要な意思決定や経営状況の報告に関する手続きおよびグループ企業を管掌する部門を定めたグループ企業経営に関する諸規程を適切に運用する。また、

- 当該諸規程による連絡または報告等に基づき、ダイセルグループの状況やリスクの把握に努める。
- ③ ダイセルグループは、グループ共通の倫理行動基準として「ダイセルグループ行動方針」を定め、グループ内の倫理意識の高揚を図る。
- ④ ダイセルグループは、システム基盤の共通化を通じ、情報管理を徹底するとともに、内部統制の有効性の確保を図る。
- ⑤ 監査室は、レスポンシブル・ケア室、企業倫理室および品質監査室ならびに監査役および会計監査人と連携し、監査を通じて、ダイセルグループの業務の適正の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、監査役が監査役室員の増強を要請した場合、直ちに人選を行う。
- ② 当社は、監査役室員の任命、異動、評価、進級等の人事権にかかわる事項の決定について、監査役の事前の承認を受ける。
- ③ 当社は、監査役室員をして監査役の指揮命令に服させるものとする。

(7) ダイセルグループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的 に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役および業務執行を行う取締役は、取締役会等の重要会議において随時業務執行の状況報告を行い、経営会議等の重要会議における業務執行状況の報告については、当該重要会議に出席する常勤監査役が監査役会に報告する。
- ② 代表取締役は、監査役と協議の上、監査役への報告事項を定める等、監査役への報告の体制の整備を図り、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 代表取締役は、監査役会の定めた年度監査基本計画の提示を受け、監査室との連携をとりながら、各部門、グループ各社の監査が実効的に実施できる体制の整備に努める。
- ④ 監査室、レスポンシブル・ケア室、企業倫理室および品質監査室は、業務遂行の過程で取得したダイセルグループの状況について、監査役との定期的な会合等を通じて意見の交換や報告を実施する。
- ⑤ 当社は、グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業からの報告について、監査役が確認できる体制を整備する。
- ⑥ 当社は、監査役が職務遂行のために要する費用について監査役の確認のうえ予算を策定し、また、当該費 用に関する監査役からの請求に基づき、内容を確認のうえ償還する体制を構築する。
- ⑦ 企業倫理室は、社内外に窓口を置く内部通報制度による内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- ® 当社は、監査役への報告に関し、その報告をしたことを理由として当該報告者に不利益が生じないことを確保する。

当社では、上述の内部統制システム構築の基本方針の各項目について、具体的な活動状況の調査および実効性評価を実施しております。この結果を踏まえ、内部統制審議会において当該基本方針の運用状況を確認した上、取締役会に報告を行っております。当該基本方針の運用状況の概要は以下のとおりであり、当事業年度の当該基本方針の運用状況が適切であることを確認しております。

(コンプライアンス)

- ・各部門および各グループ企業での企業倫理年度活動計画書の策定、計画の実施および結果に関する取締役会への報告
- ・役員および従業員に対する企業倫理研修の実施その他コンプライアンスに関する研修の実施
- ・ヘルプラインの周知とその運用による適切な内部通報制度の実施
- ・財務報告にかかる内部統制に関する評価と取締役会への報告

(情報管理)

- ・法定開示事項の情報開示委員会への報告、確認プロセスの履践
- ・文書管理規程に基づく適切な文書の保管

(リスク管理)

- ・活動報告等による各部門および各グループ企業のリスク管理状況の確認、これらの管理状況およびリスク管理活動全般に関する取締役会への報告
- ・総合防災対策訓練の実施
- ・事業継続計画の策定および運用状況の確認

(職務の執行の効率性確保)

- ・取締役会規程に基づく取締役会決議および取締役会への報告の実施
- ・役員人事および報酬に関する役員人事・報酬委員会への諮問および同委員会による答申の受領
- ・取締役会の実効性評価の実施
- ・稟議規程に基づく業務遂行にかかる効率的な各種決裁の実施

(当社グループにおける業務の適正性確保)

- ・内部統制システム構築の基本方針に関する当社グループの具体的活動状況の調査および当該方針の運用状況 の把握
- ・グループ企業経営に関する諸規程に基づくグループ企業の重要な意思決定への関与および経営状況報告による経営管理
- ・グループ企業における基幹系システムの整備
- ・各事業所における品質監査の実施

(監査役の監査体制および監査の実効性確保)

- ・監査役室員の独立性の確認
- ・代表取締役との会合の実施
- ・予算管理の実施および必要に応じた当社による経費の負担
- ・監査役監査計画に基づく監査の実施

7. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

(1) 基本方針の内容

当社は、当社グループの存在理由である「企業目的」とグループ構成員が共有する価値観である「ダイセルスピリッツ」からなる「ダイセルグループ基本理念」を掲げております。

当社は、この基本理念のもと、企業価値を向上させる経営を行うためには、現有事業や将来事業化が期待される企画開発案件等に関する専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を維持、発展させていくことが不可欠であると考えます。

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主および投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものと考えており、特定の者による大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、大規模な株式買付行為の中には、その目的等から見て大規模な株式買付の対象となる会社の企業価値または株主様共同の利益(株主共同の利益)に資さないものもあります。

当社は、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な株式買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、セルロース化学、有機合成化学、高分子化学、火薬工学をコア技術に、パルプなどの天然素材を原料とする酢酸セルロース、たばこフィルター用トウなどのセルロース誘導品、幅広い分野で原料として使用されている酢酸と酢酸誘導体を中心とする有機化学品、過酢酸誘導体などを電子材料分野やコーティング用途などに展開している有機機能品、安全な医薬品開発に貢献している光学異性体分離カラム、自動車部品や電子デバイス向けのポリアセタール樹脂などのエンジニアリングプラスチックや樹脂コンパウンド製品などの合成樹脂製品および自動車エアバッグ用インフレータや航空機搭乗員緊急脱出装置、ロケットモーター推進薬等の防衛関連製品などの火工品等を製造・販売し、グループとして特徴ある事業展開を行っております。また、当社が構築した生産革新手法については、国内他企業への普及にも努め、わが国の装置型産業の競争力向上に貢献しております。

当社は、当社の企業価値が、セルロイド事業を原点に発展・拡大してきた特徴ある技術・製品・サービスがシナジーを発揮し、コア事業の拡大、事業基盤の強化、新技術の開発さらには新規事業の創出がなされること等によって生み出されているものと考えております。

当社は、2010年(平成22年)4月、今後10年間で当社グループが目指す姿を示したダイセルグループ長期 ビジョン『Grand Vision 2020』を策定いたしました。この『Grand Vision 2020』において、当社 グループは、これまでに培ってきた「パートナーとの強固な信頼の絆」「ユニークで多彩な技術」「先進の生産 方式」を発展・融合して世界に誇れる「モノづくりの仕組み」を構築し、社会や顧客のニーズを的確にとらえ、 最良の解決策を創造・提供することで、株主、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーにとって魅力のあ る、「世界に誇れる『ベストソリューション』実現企業になる」ことを目指しております。

この長期ビジョンを実現するためのマイルストーンとして、当社グループは、『Grand Vision 2020』期間中に3回の中期計画を策定・遂行してまいります。

当社は、これらの経営計画を達成していくことが、当社の企業価値の一層の向上に繋がるものと確信しております。

(3) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記(1)で述べましたように、当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであると考えており、当社の企業価値および株主共同の利益に資する大規模買付行為を否定するものではありません。

一方、上記(2)の当社の企業価値の源泉や当社グループとしてシナジーを発揮することなどにより企業価値を向上させている当社の経営の特質を考慮すると、株主の皆様が当社株式に対する大規模な株式買付行為に応じるか否かを適切に判断するためには、大規模な株式買付者から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

大規模買付者からの情報提供に関しては、金融商品取引法に一定の定めがありますが、公開買付制度の適用がない市場内での買付の場合や公開買付けが開始される前には、大規模買付者は事前の情報提供の必要がなく、公開買付けが開始された後であっても、株主の皆様が継続して保有するか否かを判断するための十分な情報が提供されない可能性も否定できません。また、情報が提供されても、それが公開買付け開始後である場合には、株主の皆様が検討する時間を十分に確保できないことが考えられます。これらのことから、わが国の法制度下にあっては、大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切に判断するための十分な情報や検討する時間を確保することは困難と言わざるを得ず、当社は、株主の皆様が当社株式に対する大規模な株式買付行為に応じるか否かを適切に判断できないおそれがあると考えております。

これらを考慮し、大規模な株式買付行為に際しては、当社株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模な株式買付行為に関する情報が大規模な株式買付者から事前に提供されるべきであり、また、当社株主の皆様がその情報に基づき、当社株式に対する大規模な株式買付行為に応じるか否かを判断するための十分な検討時間が確保されることが不可欠である、という結論に至りました。

以上の見解に基づき、当社取締役会は、一定の合理的なルールに従って大規模買付行為(特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とした、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為)が行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付者(大規模買付行為を行う者)からの事前の情報提供に関する一定のルール(大規模買付ルール)を設定することといたしました。

なお、当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、① 大規模買付ルールが遵守されているか否か ② 対抗措置を発動するか否か ③ その他当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な事項 について判断し、取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者と条件改善について交渉し、取締役会として代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、原則として、対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗します。なお、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重します。独立委員会が株主意思の確認を勧告した場合には、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動前または発動後に、書面投票または株主総会に準じて開催する総会(株主意思確認総会)の開催などにより株主意思の確認を行うことがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社は、原則として、対抗措置を発動するか否かについて、書面投票または株主意思確認総会の開催などにより株主意思を確認し、当社取締役会は、株主様の判断に従って、対抗措置を発動するか否かを決定します。ただし、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主への説得等を行うに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かを株主様個々の判断に委ねるのが相当と判断する場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が結果として当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株主意思の確認を行わずに、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

この取組みに関する詳細については、2017年(平成29年)5月10日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」を当社ホームページ(https://www.daicel.com)に掲載しております。

(4) 上記取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

- ① 上記(2)の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由 当社取締役会は、上記(2)の取組みが、専門知識、経験、ノウハウ、および国内外の顧客、取引先、従業 員等のステークホルダーとの信頼関係に基づくものであり、当社の企業価値の向上を目的とするものである ことから、基本方針に沿うものであり、また当社株主共同の利益を損なうものではないと考えます。
- ② 上記(3)の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(3)の取組みは、大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、または当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、ならびに株主の皆様のために大規模買付者と交渉等を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的としております。

また、この取組みは、株主様の意思を重視した株主意思の確認の仕組みや、独立性の高い社外者によって 構成され、取締役会に勧告を行う独立委員会を設置し、さらに大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した 場合、または遵守しなかった場合に、当社取締役会が対抗措置を発動する合理的な客観的要件を規定するな ど、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

これらのことから、当社取締役会は、この取組みが基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、また当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(ご参考)

当社は、当社の企業価値の向上および当社株主様の共同の利益を守るための取組みの一つとして、当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)を導入しておりましたが、2020年6月19日開催の定時株主総会終結の時をもって、本対応方針を継続せず、廃止いたしました。

なお、当社は、本対応方針の有無に関わらず、2020年度から新たに始まる長期ビジョン、中期戦略の着実な遂行に注力することで株主様の共同の利益を確保し、中長期的な企業価値の更なる向上に取り組んでま

いります。また、当社株式の大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対しては、大規模買付行為の 是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて取締役会の意見を開示 し、株主の皆様の検討のために必要な情報と時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法 令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

.....

(備 考)

本事業報告に記載の百万円単位の金額および千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てております。

別紙 1

取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

1. 報酬等についての考え方

- (1) 取締役および監査役の報酬等は、株主総会においてご承認いただいた報酬等の総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定します。
- (2) 取締役の報酬等は、月額報酬、業績連動賞与および株式報酬により構成することとし、会社業績との連動性を確保し、職責を反映した報酬体系とします。なお、現在、月額報酬、業績連動賞与および株式報酬の比率は、概ね65:20:15としております。また、監査役の報酬等は、月額報酬により構成することとし、職責を反映した報酬体系とします。
- (3) 報酬等については、諮問機関である役員人事・報酬委員会および取締役会において意見交換を行う機会を設け、透明性・公平性を確保します。
- (4) 社外取締役および監査役に賞与および株式報酬の支給は行いません。

2. 月額報酬の算定方法

取締役および監査役の月額報酬は、原則として、取締役については職務および業務執行上の役位、監査 役については常勤であるか否かを踏まえて決定される内規に従い、定額を支給しております。なお、月額 報酬に関しては、業績、中長期計画の達成度および社会情勢等を反映させ、適宜、適正な水準に見直しを 実施しております。

3. 業績連動賞与の算定方法

取締役の賞与は、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、業績向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、業績との連動性を高め、取締役会で定める業績指標の達成度等に応じて支給することとします。現在、この指標としては売上高および営業利益を採用しており、それぞれ50%ずつの比重で考慮した上で、役位別のベース金額に指標の達成度に基づく支給率(0%から200%の範囲で変動)を乗じて支給金額を決定しております。なお、指標の達成度に基づく支給率は、以下のとおり算定しております。

- ・過去5年間における売上高の平均額から標準偏差(シグマ)を算出する。
- ・「対象年度における指標となる売上高の数値」、「その数値から1シグマ分上回った数値」、「その数値から 1シグマ分下回った数値」の3つを基準点として線を引く。
- ・対象年度の実績売上高をその線上に位置づけて、支給率を決定する(営業利益に関しても同じ考え方で支給率を決定する)。

4. 株式報酬について

取締役の株式報酬としては、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本報酬制度では、譲渡制限期間を30年と設定し、取締役会において本報酬制度の対象者ごとに金額を定め、その金額を一定時点での株価をもって除した数の株式を支給することとします。

5. 役員人事・報酬委員会

取締役および監査役の報酬等の額の決定に際しては、社外取締役が委員長を務め、また社外取締役がその過半数を占める役員人事・報酬委員会の答申を受け、透明性、妥当性および客観性を担保しております。

ご参考 執行役員の報酬等について

執行役員の報酬等についても、取締役と同様、月額報酬、業績連動賞与および株式報酬により構成することとし、役員人事・報酬委員会の答申を受け、透明性、妥当性および客観性を担保したうえで、決定しております。

以上

別紙2

社外役員の独立性に関する基準

当社において、「社外取締役または社外監査役(以下あわせて「社外役員」という)が独立性を有する」とは、「当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した存在であること」をいうものとする。

- 1. 当社および当社のグループ企業(以下「当社グループ」という)の業務執行者等(※1)ならびにその近親者等(※2)
- 2. 当社グループを主要な取引先とする者(※3)またはその業務執行者等
- 3. 当社グループの主要な取引先(※4)またはその業務執行者等
- 4. 当社の大株主(※5) またはその業務執行者等
- 5. 当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織(※6)の理事その他の業務執行者等
- 6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(※7)(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者および過去3年間において所属していた者をいう)
- ※1:「業務執行者等」とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員および使用人等の業務を執行する者なら びに過去3年間において業務を執行していた者をいう。
- ※2:「近親者等」とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員および部門長等の重要な業務を執行する者の 2親等内の親族をいう。
- ※3: 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ)であって、過去3事業年度のいずれかにおける当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
- ※4:「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、過去3事業年度のいずれかの当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者
 - ② 当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう)であって、過去3事業年度いずれかの当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者
- ※5:「大株主」とは、当社の総株主等の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

- ※6:「当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織」とは、過去3事業年度いずれかに おいて年間10百万円を超える寄付または助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法 人等の組織をいう。
- ※7:「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家」とは、役員報酬以外に過去3事業年度いずれかにおいて、10百万円を超える財産を得ている者、または当社グループからその団体の連結売上高または総収入額の2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。

以上

連結貸借対照表

2020年3月31日現在

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	80,751	支払手形及び買掛金	45,007
受取手形及び売掛金	79,499	短期借入金	6,902
有 価 証 券	629	1 年内返済予定の長期借入金	10,336
たな卸資産	117,414	未払法人税等	2,240
そ の 他	19,812	環境対策引当金	1,725
貸 倒 引 当 金	△66	その他	40,014
流動資産合計	298,040	流動負債合計	106,226
固 定 資 産		固 定 負 債	
有 形 固 定 資 産		社 債 📗	40,003
建物及び構築物	61,064	長期借入金	32,197
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	65,559	繰 延 税 金 負 債	7,861
工具器具備品	5,235	役員退職慰労引当金	62
土 地	30,132	修繕引当金	1,167
建設仮勘定	42,354	環境対策引当金	547
<u></u>	204,346	退職給付に係る負債	10,992
		資 産 除 去 債 務	1,229
無形固定資産		そ の 他	5,119
0 n h h	5,194	固定負債合計	99,182
そ の 他	8,183	負 債 合 計	205,408
計	13,378		
		(純資産の部)	
投資その他の資産		株 主 資 本	
投 資 有 価 証 券	61,813	資 本 金	36,275
繰 延 税 金 資 産	3,444	資本剰余金	31,692
退職給付に係る資産	6,235	利 益 剰 余 金	271,762
その他	10,788	自己株式	△5,050
貸 倒 引 当 金	△54	株 主 資 本 合 計	334,679
計	82,227	その他の包括利益累計額	
固定資産合計	299,952	その他有価証券評価差額金	26,582
		繰延へッジ損益	△69
		為替換算調整勘定	△656
		退職給付に係る調整累計額	2,009
		その他の包括利益累計額合計	27,865
		非支配株主持分	30,038
```	507.000	純 資 産 合 計	392,583
資 産 合 計	597,992	負 債 純 資 産 合 計	597,992

## 連結損益計算書

自 2019年4月1日 至 2020年3月31日

			科 目	]			金	額
売			上		高			412,826
売		上		原	価			301,774
売		上	総	総 利		益		111,051
販	売	費 及	び —	般 管 理	費			81,406
営		業	ŧ	利		益		29,644
営		業	外	収	益			
	受	取 利	息 及	び配	当	金	1,932	
	そ		$\circ$			他	3,364	5,297
営		業外		費	用			
	支		払	利		息	1,173	
	そ		0			他	1,987	3,161
経		常	\$	利		益		31,781
特		別		利	益			
	固	定	資 産	処	分	益	115	
	投	資 有	価 証	券 売	却	益	2,616	2,731
特		別		損	失			
	固	定	資 産	除	却	損	3,098	
	減		損	損		失	14,757	17,856
税	金	等 調	整前	当期 純	利	益		16,656
	法	人 税、	住 民 税	及び	事業	税	4,882	
	法	人	税等	調	整	額	333	5,215
当		期	純	利		益		11,440
	非习	支配 株 主	主に帰属す	する当期	純 利	益		6,462
親	会社	土 株 主	に帰属す	る 当 期	純 利	益		4,978

## 貸借対照表

2020年3月31日現在

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24.470	流動負債。	20.764
現金及び預金	34,472	買 掛 金   1 ためを含えるの E 期 件 3 会	30,764
- 売 掛 金 有 価 証 券	49,840 629	1年内返済予定の長期借入金 未 払 金	8,086 20.895
荷	17,139	一	3,208
	10,225	未 払 法 人 税 等	183
原材料及び貯蔵品	14,233	預り金	13,852
前渡金金	956	環境対策引当金	1,725
前 払 費 用	726	そ の 他	3,512
短期貸付金	29,638	_流動負債合計	82,228
その他	13,312	固定負債	40.000
算 倒 引 当 金 <b>流 動 資 産 合 計</b>	<u>△8</u> 171,167	社	40,000
流動資産合計	1/1,10/	長期借入金    繰延税金負債	11,560 1,583
   固定資産			8.212
<b>一                                   </b>			829
建物	24,582	環境対策引当金	540
構築物	9,296	資 産 除 去 債 務	639
機 _ 械 _ 装 _ 置	26,803		2,225
車両運搬具	43	<u>固定負債合計</u> 負債分計	65,589
工具器具備品	2,441 21,117	<b>負 債 合 計</b> (純資産の部)	147,818
建設仮勘定	33,071	株 主 資 本	
計	117,357	資 本 金	36,275
無形固定資産		資 本 剰 余 金	
技術使用権	360	資 本 準 備 金	31,376
施設利用権	181	資 本 剰 余 金 合 計	31,376
ソフトウェア   <b>計</b>	3,121 <b>3,663</b>	利 益 剰 余 金     利 益 準 備 金	5,242
	3,003	利 益 準 備 金 その他利益剰余金	3,242
投資での個の資産   投資有価証券	55,916	配 当 準 備 積 立 金	2.470
関係会社株式	29,522	特別償却準備金	42
関係会社出資金	8,411	資 産 買 換 積 立 金	1,112
長期貸付金	6,543	特別積立金	41,360
長期前払費用	287	操越利益剰余金	113,051
そ の 他   貸 倒 引 当 金	7,455 △1,181	<b>利益剰余金合計</b>     自己株式	<b>163,278</b> △5,050
貝田 51 3 並   <b>計</b>	106,954	自 己 株 式     <b>株 主 資本合計</b>	225.880
固定資品 合計	227,975	評価・換算差額等	223,000
	.,	その他有価証券評価差額金	25,456
		繰延ヘッジ損益	△11
		評価・換算差額等合計	25,444
  次	200 142	<b>純 資 産 合 計</b>	251,324
資 産 合 計	399,142	負 債 純 資 産 合 計	399,142

## 損益計算書

自 2019年4月1日 至 2020年3月31日

			科				金	額	
売		Ł					203,228		
売		上		原			159,911		
売		上		総 利		益		43,316	
販	売	費 及	び ー	般 管	理費			40,076	
営		業		利		益		3,240	
営		業	外	収	益				
	受	取利,	息及び	受 取	配当	金	12,399		
	そ		$\mathcal{O}$			他	1,995	14,394	
営		<b>業</b> 外 支 払		費	用				
	支			利		息	546		
	そ		$\mathcal{O}$			他	1,374	1,920	
経		常	h i	利		益		15,714	
特		別		利	益				
	固	定	資 産	処	分	益	280		
	投	資 有	価 証	券 売	却	益	2,520	2,801	
特		別		損	失				
	固	定	資 産	除	却	損	2,130		
	減		損	損		失	7,073	9,203	
税	Ę	引 前	当 期	純	利	益		9,311	
	法	人税、	住 民 税	及び	事 業	税	555		
	法	人	税 等	調	整	額	525	1,080	
当		期	純	利		益		8,231	

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

#### 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社ダイセル 取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 阪 大 事 務 所

指定有限責任社員

指定有限責任社員

和 公認会計士 喜印 業務執行社員

公認会計士 林 司印 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセルの2019年4月1日から2020年3月31日ま での連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注 記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式 会社ダイセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点 において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に 表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために 経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかど うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する 必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示 がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明する ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の 意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家とし ての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎とな る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書謄本

#### 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

#### 株式会社ダイセル

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ 大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 八二

業務執行社員 公認会計士 和 田 朝 喜 印

指定有限責任社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセルの2019年4月1日から2020年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引 や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを 講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

#### 

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各 監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、 取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部 監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、次のとおり監査を実施いた しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株 主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、 連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月3日

株式会社ダイセル	監査役会						
常勤監査役	藤	$\blacksquare$	眞	司	ⅎ		
常勤監査役	今	中	久	典	ⅎ		
社外監査役	市	$\blacksquare$		龍	ⅎ		
社外監査役	水	尾	順	_	ⅎ		
社外監査役	幕	$\blacksquare$	英	雄	ⅎ		

(注) 今中久典及び幕田英雄は、2020年6月19日付で監査役に就任いたしました。この就任以前の監査事項につきましては、他の監査役から報告を受け、また各種資料を閲覧するなどの方法により監査しております。

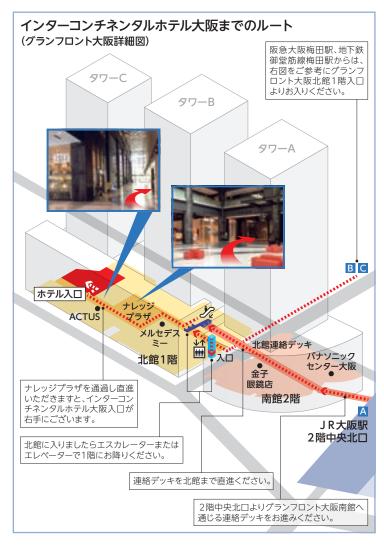
以上

# 株主総会会場ご案内図

#### 会場のご案内

インターコンチネンタルホテル大阪 2階 [HINOKI]

大阪市北区大深町3番60号 グランフロント大阪北館タワーC



株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は ございません。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



#### 交通のご案内

- △ JR「大阪駅」(2階中央北口) 徒歩約7分
- B 阪急「大阪梅田駅」(茶屋町口) 徒歩約8分
- 地下鉄御堂筋線「梅田駅」(5番出口) 徒歩約8分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださるようお願い申し上げます。





見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。